仕様書

１　業務名

　　「（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナー」設え・デザイン等検討業務

２　対象施設及び基本情報

(1)　対象施設

　　ア　名称

（仮称）大通観光案内・アイヌ文化ＰＲコーナー

　　イ　所在

　　　　札幌市中央区大通西４丁目　地下鉄南北線大通駅コンコース横（５番出口横）

　　ウ　面積

　　　　合計約170㎡（平面図（別添）参照）

　　（内訳）

　　　・５番出口下吹き抜け及び周辺部（緑色部。以下「５番出口周辺部」という。）70㎡

　　　・現大通情報ステーション及び周辺部（青色部。）100㎡

※　面積はCADデータから測定した数値であるため、必ず現地確認を行うこと。

※　５番出口周辺部と現大通情報ステーション及び周辺部の間の赤色部は、５番出口導線のため使用不可。

(2)　施設の目的

市民や観光客をターゲットとして、以下の目的を達成するための施設整備を行う。

・　第２次札幌市アイヌ施策推進計画に掲げる推進施策「アイヌ文化のブランド化の推進」の一環として、札幌都心部において当該施設周辺を通過する多くの市民や観光客がアイヌ文化の魅力に触れることのできる施設をつくるとともに、アイヌ文化の継承及び文化の担い手育成の観点からアイヌ工芸品の振興を図る。

・　札幌市内及び近郊の観光情報や文化イベント情報を提供する。

　(3)　コンセプト

・　札幌都心部の新たな施設としてふさわしく、通行人の興味を強く惹きつけ、多くの来場者を呼び込むことのできる上質かつ魅力的な空間

・　アイヌ文化の魅力を効果的に発信

・　デジタル技術を活用し、観光情報や文化イベント情報を効率的かつ効果的に発信

(4)　機能及びゾーニング

　【機能】

①　アイヌ文化の発信（アイヌ文化ＰＲスペース）

来場者がアイヌ文化を学べるよう、効果的かつ魅力的な展示やワークショップ・ミニイベントを開催することなどにより、アイヌ文化を体験し、かつ、アイヌ民族と交流できる場とする。

②　札幌市他部局の情報発信やイベント開催

アイヌ文化ＰＲスペースについては、市役所の他部局から希望がある場合には、臨時的にイベント開催や情報発信ができる場とする。

このことから、「① アイヌ文化の発信」で設置する展示什器等については、必要に応じてバックヤードに収納することが想定されるため、設置什器の機動性等も十分に考慮すること。なお、バックヤードの仕様は別紙１のとおり。

③　アイヌ工芸品の販売（アイヌ工芸品常設販売店）

アイヌ文化に関心のある方や、上記①の展示やイベント等を通じて新たにアイヌ文化に関心を持った方が、アイヌ工芸品を購入できる場とする。

また、札幌市では令和４年度から、作家と来場者が継続して繋がることを目的に、「顔の見えるミュージアム・ショップ」をコンセプトとした「札幌アイヌアーティスト」の名称でアイヌ工芸品ショップブランドの確立を目指しており、この「ブランド確立」にも寄与する場とする。

④　観光情報・文化イベント情報の発信

札幌市が別途調達予定であるデジタルサイネージ（想定される仕様は４-(1)-オのとおり。）を活用し、観光情報や文化イベント情報を効率的かつ効果的に発信する場とする。

　　【ゾーニング】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機能 | 場所 | 備考 |
| 1. アイヌ文化の発信（アイヌ文化ＰＲスペース） 2. 札幌市他部局のイベント開催及び情報発信 | ５番出口周辺部  ※平面図緑色部 | ①に係る什器等はバックヤードに収納できるものを想定。  ※②として使用する場合には、撤去（入替）が必要となるため。 |
| ③ アイヌ工芸品の販売（常設販売店） | 現大通情報ステーション及び周辺部  ※平面図青色部 |  |
| ④ 観光情報・文化イベント情報の発信 | 任意 | 設置するデジタルサイネージ（１基）や内蔵機能は、札幌市が別途検討・調達予定（筐体サイズ等は下記４-(1)-オのとおり。）。 |

　(5)　関連資料

ア　大通交流拠点地下広場　整備基本計画（平成24年９月）

　　 イ　大通交流拠点地下広場　整備工事実施設計　デザイン検討資料（平成25年３月）

　　 ウ　アイヌ工芸品販売委託等業務　実績報告書（令和５年３月31日）

　 　エ　大通交流拠点地下広場　コンセント設備図、情報設備図、電灯設備図、断面図

３　履行期間

契約締結日から令和６年（2024年）３月29日（金）まで

４　業務の内容

(1)　対象施設の設え・デザインの検討

２－(2)、(3)、(4)で示した「施設の目的」、「コンセプト」、「機能及びゾーニング」を踏まえた設え・デザインを検討し、施設整備案を作成すること。

なお、施設整備案においては、特に下記の項目について熟慮し、整理すること。

ア　コンセプト

・　施設の目的やコンセプトを達成するために、効果的かつ魅力的なデザインとすることはもとより、２－(5)の関連資料を参照の上、大通交流拠点地下広場全体としても、調和のとれた空間デザインになるよう配慮すること。特に、５番出口周辺部は、上層部のガラス壁から自然光を取り込める吹き抜け空間とし、自然光を遮蔽しないこと。

・　アイヌ文化の発信に当たっては、下表のとおり地下鉄南北線さっぽろ駅に設置しているアイヌ文化を発信する空間「ミナパ」との機能分担を意識すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | ミナパ | （仮称）大通観光案内・  アイヌ文化ＰＲコーナー |
| コンセプト | ○映像や音などにより直感的な興味・関心を刺激  ○道内各地とのつながりを表現 | ○アイヌ文化の体験、学習  ○アイヌ民族との交流  〇アイヌ工芸の振興 |
| 展示の内容 | ○芸術性の高いもの | ○身近な日常生活に関連するもの  ※芸術性を排除するものではない |
| イベントの実施 | ○不可 | ○可 |
| 具体的取組 | ○休憩しながらさりげなく感じられるアイヌ文化の発信  ○展示（シンボル、巧の技） | ○ワークショップや楽器演奏、歌、舞踊などのミニイベント  ○民具や文化・歴史の紹介、展示  ○アイヌ工芸品常設販売店の運営 |

　 イ　機能及びゾーニング

・　ゾーニング、サイン配置、動線

（５番出口及びコンコースの通行者が各機能を視認しやすいよう工夫すること。）

※　平面図、立面図、イメージパースを作成し、後述４-(2)の仕様書案等に含めること。

ウ　アイヌ文化ＰＲスペースの設え・デザイン

・　想定される展示やワークショップ・ミニイベント等の内容、左記を実施するための効果的な内装（天井、床、壁、照明、什器等）や演出方法（映像や機器の使用等）

　　※　展示に当たっては、札幌市が所蔵する展示物（別紙２）及び什器（別紙３）を使用することも可とする。また、ワークショップ・ミニイベント等の想定に当たっては、札幌市が過去に実施した類似業務（別紙４）を参考とすること。

　　※　アイヌ文化ＰＲスペースは、外気による温度、湿度変化や日光の影響を受けやすいことから、展示什器については、施錠等の防犯機能に加え、気密性やＵＶカット機能を有する什器とするよう努めること。

エ　アイヌ工芸品販売常設店

・　想定される取扱品目数、商品数、陳列方法、左記を実施するための効果的な内装（天井、床、壁、照明、什器等）や演出方法（映像や機器の使用等）

　　※　札幌市が実施している「アイヌ工芸品展示・販売会『札幌アイヌアーティスト2023』」における出品商品（別紙５）も参考とすること。

※　同店設置予定箇所には、現大通情報ステーションにおいて使用していたカウンターやパンフレットラック、モニター等の什器が残置されていることから、必要に応じて撤去すること。なお、什器の仕様等は別紙６のとおり。

※　来場者に対し、販売員がアイヌ工芸品やアイヌ文化について説明する等、積極的なコミュニケーションを取ることを想定していることから、このことを踏まえた、設え・デザインとなるよう留意すること。

オ　観光情報・文化イベント情報の発信

・　観光客等利用者の利便性や導線を考慮した配置とし、施設内に観光案内の機能があることを認識しやすいような工夫を施すこと。

・　観光情報・文化イベント情報の発信においては、基本的にデジタルサイネージによる無人運用を想定しているが、操作方法が分からない利用者については販売員が操作方法を支援する場合があることから、そのような運用を想定して配置すること。なお、筐体サイズは下表を予定しており、機能のイメージは別紙７のとおり。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 幅 | 奥行 | 高さ | パネル | 必要設備 |
| 筐体  サイズ | 80～100cm  程度 | 53～64cm  程度 | 160～180cm  程度 | 最大43  インチ程度 | ・電源  ・有線LAN |

(2)　改修業務に係る仕様書案等の作成

４-(1)で作成した施設整備案をもとに、札幌市が対象施設の改修業務を別途業務委託契約により実施する予定であることから、当該改修業務の受託者が同施設整備案を実現するために必要となる仕様書案（図面を含む。）等を作成すること。

なお、対象施設のオープンは令和６年10月、改修期間は令和６年４月下旬～８月下旬を予定していることから、同期間で実施可能な内容となるよう十分に注意すること。

また、改修業務に当たって、各種設備（機械、電気、管等）の工事が付随して必要となる場合は、このことも仕様書案等に明記すること。

ほか、４-(1)-ウの展示やワークショップ・ミニイベント等で使用する什器類については、什器ごとに仕様書案を作成すること。

(3)　改修業務に係る積算書の作成

４-(2)の改修業務を実施するに当たり必要となる費用について積算書を作成すること。提案による当該コーナーの改修に要する一切の費用（残置什器等の撤去、監修、監理、関連デザイン等を含む。）の合計額は、15,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とすること（改修に伴う経費については、今後の状況により調整する場合がある。）。ただし、４-(1)-ウのうち「ワークショップ・ミニイベント等で使用する什器」及び４-(5)-アで後述する「航空機運航情報表示端末の設置（移設）」に係る費用は、改修費用に。

また、提案する改修に要する費用等の概算額については、使用を想定している材質等を誤認しないように、名称や品番等、使用する量、単価及び価格などについても明示し、可能な限り項目を細分化して示すこと。

なお、各資材等の単価設定に当たっては、札幌市財政局管財部工事管理室が公表している資材等単価を用いて積算※し、過少、過多な金額とならないよう十分に配慮すること。※　資材等単価に掲載していない単価については、下記①、②を参照する等、客観性のある積算となるよう努めること。

|  |
| --- |
| ①　建設物価（Web建設物価を含む）、土木コスト情報（デジタル土木コスト情報を含む）（発行：一般財団法人建設物価調査会）  ②　積算資料（積算資料電子版を含む）、土木施工単価（土木施工単価電子書籍を含む）（発行：一般財団法人経済調査会） |

(4)　改修業務に係る注意事項

　 　ア　什器

　　 　　地下鉄駅及びその出口に隣接する施設で使用するものであるため、災害拡大防止に配慮した素材とすること。また、現大通情報ステーション防火シャッター外に配置する什器については、営業後においてバックヤードに収納することができるよう、２名以下で移動可能な重量とすること。

※　現大通情報ステーション防火シャッター内に設置する販売什器については、可動式である必要はない。

　　 イ　既存消防設備の機能保持

４-(1)の設え・デザイン検討に当たり、防火シャッターやスプリンクラー等の既存消防設備の機能を阻害する造作の追加は不可。

　　 ウ　地下鉄駅出口として機能保持

　　　 　平面図のうち５番出口周辺部と現大通情報ステーション及び周辺部の間に当たる、５番出口導線部（平面図赤色部）については、使用不可とする。また、視覚障害者誘導用ブロックの妨げにならないように配慮すること。

　(5)　その他注意事項

　 ア　他機関が設置する機器

　　　 　北海道エアポート株式会社が設置する航空機運航情報表示端末（W1,650mm D250

mm H2,150mm）について、当該施設の運営の妨げとならない位置に効果的に設置(移設)すること。

なお、現設置個所からの設置（移設）に係る費用については、別途措置することから、４-(3)において作成する改修業務の積算には計上しないこと（ただし、同端末の運用に必要な配線工事は同積算に計上すること。）。

　　 イ　周辺施設への配慮

　　　 　対象施設は、地下鉄大通駅、中央図書館大通カウンター及び大通証明サービスコーナーの周辺に位置しており、電気設備や機械設備を共有している。ついては、設え・デザイン及び改修業務の検討に当たっては、なるべく各施設の運営や利用者の妨げとならないよう工夫すること。

５　提出書類・成果物

本業務の成果品として、以下の書類等を提出すること。

(1)　提出書類

ア　業務実施体制報告書（様式任意・電子メール）

業務実施体制を記載し、契約後速やかに提出すること。

イ　業務実施計画書（様式任意・電子メール）

打合せ等を踏まえ、契約後２週間を目途に提出すること。なお、内容に業務の工程を含めること。

ウ　打合せ記録（様式任意・電子メール）

打合せ実施の都度作成し提出すること。

(2)　成果物

ア　完了届（１部）

イ　業務報告書（紙媒体各８部及び電子媒体（DVD-R等）１部）

本書は原則として全ページA4タテ（仕様書案に添付する図面を除く。）、概要版はA3ヨコ（１～２ページ程度）とし、４-(1)～(3)の内容を網羅すること。また、電子媒体で提出する業務報告書は、PDF形式（分割しないこと。）とすること。

なお、納品する電子媒体には、Word、Excel、Power point、イラストレーター、CADデータ等の編集可能データに加え、検討に使用した参考資料についても併せて同梱すること。

６　留意事項

(1)　アイヌ民族等に対する配慮

アイヌ民族及びアイヌ文化に最大限配慮して業務に取り組むこと。

(2)　一般的留意事項

ア　受託者は、本業務の遂行に当たり、知り得た一切の事項について、外部漏洩が無いようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

イ　定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

ウ　業務の実施に当たり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るよう努力すること。

エ　本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理するものとする。

オ　本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

カ　本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により適正に処理すること。特に著作権等の知的財産権に関する取扱いには、十分に注意すること。事故等により生じた損害の一切は、受託者の負担とする。

キ　本業務の遂行に当たり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

７　担当

札幌市 市民文化局 市民生活部 アイヌ施策課　中山・田渕

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目（札幌市役所本庁舎13階南側）

TEL： 011-211-2277　FAX： 011-218-5153